

2011年12月27日

消費者庁消費者制度課御中

〒102-0085  
東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階  
全国消費者団体連絡会  
事務局長 阿南 久  
電話03-5216-6024  
FAX03-5216-6036  
webmaster@shodanren.gr.jp

## 集团的消費者被害回復のための訴訟制度骨子に対する意見

標記の件について、以下のとおり、意見を述べます。

### 意見の対象 4. その他

#### 意見の内容 一日も早い、制度創設を求めます

これまで、私たち全国消団連は「集团的消費者被害救済制度」の一日も早い創設を求めてきました。一昨年、昨年と行なわれた「集团的消費者被害救済制度」についての意見募集にも応え、一日も早い創設を求めました。様々な消費者被害が多発している今、集团的消費者被害回復のための訴訟制度の骨子を取りまとめられて公表されました。私たちはこのことを心より歓迎し、一日も早い制度創設を求めます。

#### 意見の理由

「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること」は消費者基本法第二条に掲げられた消費者の権利です。

これまで集团的な消費者被害にあった場合、被害者が被害を回復を実現するためには、自らの力で大変な労苦を重ねて訴訟を起こさなければならず、現実的には失われた権利を回復することは困難でした。

今回取りまとめられた制度が実現すれば、簡易な手続で消費者の救済される権利が保障され、被害回復につながるもので、非常に画期的なことです。消費者団体として一日も早くこの制度が創設されることを願ってやみません。

### 意見の対象 2. 一段階目の手続（9）

#### 意見の内容

一段階目で「和解」という結論に至った場合も、特定適格消費者団体が第一段階で「勝訴」したときと同様に、二段階目の手続を活用できるようにすべきです。

#### 意見の理由

骨子での「和解」に関する記述としては、一段階目で、「個々の消費者から授権を受けて個々の消費者の請求権に関する和解をすることができることとする」としています。しかしながら一段階目では対象となる消費者の多くが特定できているわけではないと考えられます。和解において、相手方事業者から被害者の連絡先等の情報を取得したとしても、個々の被害額を確定するためには、多くの労力が必要になります。そこで、和解の場合も二段階目の手続きを利用することにより、簡易に個々の被害額が確定できるようにすることが必要だと考えます。

### 意見の対象 2. 一段階目の手続（1）

#### 意見の内容

「対象となる権利」については、個人情報流失事案についても対象に含めるべきです。

## 意見の理由

消費者の事業者に対する請求権については、「金銭の支払を目的とするものに限る」とし、事業者の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権については「契約の目的に生じた損害に係るものに限る」と整理されました。この整理に従った場合、個人情報流出による消費者被害はこの制度の対象とはなりません。個人情報流出による消費者被害は、共通の原因で多数の消費者が定型的な被害を受けるという点で、消費者被害の典型例ともいえるものです。個別の消費者が裁判を起こすことに見合わない被害額になることも考えられ、泣き寝入りせざるを得ないといえます。

今回の訴訟制度の目的に鑑みて、個人情報流失事案を対象とすることが必要だと考えます。

## 意見の対象 3. 二段階目の手続 (2) ④

### 意見の内容

「知れたる被害者に対する通知費用負担」を、「被告が負担すること」に変更すべきです。

### 意見の理由

骨子では「原則として申立団体が負担することとする」とし、何らかの事情を裁判所が考慮した際に「事情により通知・公告費用の全部もしくは一部を被告に負担させることができることとする」とされています。

しかし、すでに一段階目において被告の法的責任が認められていることを考えると、知れたる被害者に対する通知にかかる費用は被告が負担すべきと考えます。

また、通知・公告費用は、事案によっては非常に多額となりますが、二段階目から参加する被害者が少なければ、その負担は特定適格消費者団体が負うこととなります。少なくとも、被告が情報提供など必要な協力を行わないために、通知・公告費用が多額となる場合は、その費用を被告に負担させるようにすべきです。

## 意見の対象 1. 特定適格消費者団体 (1)

### 意見の内容

より多くの特定適格消費者団体が作られ、この訴訟制度を担えるよう、「認定要件」については、新しい業務を担うために必要不可欠な組織体制と業務規定に限定した、必要最小限度のものとする必要があります。

### 意見の理由

特定適格消費者団体が全国各地に存在することが、消費者被害回復のための訴訟制度を運用する上で重要な点です。そのためにはまずは適格消費者団体が認定申請をすることが必要です。あまりに認定要件のハードルが高すぎた場合、認定申請に二の足を踏む団体が出てくることも予想されるため、上記の通り、必要最小限度のものとする必要があります。

## 意見の対象 1. 特定適格消費者団体 (1) ②オ

### 意見の内容

「特定適格消費者団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、」との記述がありますが、この訴訟制度を続けていくためには、特定適格消費者団体が制度の中で報酬と費用を受けられるように規定を明示することが必要です。

### 意見の理由

この訴訟制度を担うにあたっては、現在の差し止め訴訟制度業務に比べて、著しい業務量の質的量的増大が予想されます。特定適格消費者団体が、訴訟を担うための十分な体制をつくり、永続的に活動を続けられるためには、一定の報酬や必要な費用の支払を受けられることを明確に規定するべきです。

## 意見の対象 1. 特定適格消費者団体 (2) ③イ

## 意見の内容

「国民生活センターや地方公共団体は、消費生活相談情報（P I O-N E T情報）を特定適格消費者団体に提供することができることとする」とありますが、「国民生活センターや地方公共団体は、消費生活相談情報（P I O-N E T情報）を特定適格消費者団体に提供する」と改めるべきです。

## 意見の理由

消費者被害からの回復のために、国民生活センター・地方紙公共団体と特定適格消費者団体が積極的な連携体制を作るという観点から、「提供することができることとする」という記述に留めるのではなく、特定適格消費者団体の求めに応じ、あるいは消費者被害端緒情報を積極的に提供するということが重要です。

更に提供するP I O-N E T情報は、起こった事実だけでなくどのように解決が図られたのかまでを情報として提供するべきです。

## 意見の対象 4. その他

### 意見の内容

制度を作ってそれでよしとすることなく、創設後は、実際の運用する中で明らかになった制度の問題点を克服して、より多くの被害者の救済につながるよう、必要な修正を行なって更なる充実を図るべきです。

### 意見の理由

実際に制度の運用が始まると当初の想定とは異なる事態が生じたり、更に補強すべき点も明らかになります。その際には制度運用にかかわる特定消費者団体や裁判所に加え、幅広い消費者の声を聞くなどしながら、速やかに修正を加えることが必要です。

## 意見の対象 4. その他

### 意見の内容

被害回復を確実なものとするために、対象事業者の「財産の隠匿・散逸防止策」を早期に創設することが必要です。

### 意見の理由

悪質な事業者は、様々な方法で財産隠しなどを行なうことが容易に想像できます。消費者被害回復のための訴訟制度が創設され、消費者が勝訴をして被害回復を図ろうにも肝腎の財産が散逸してしまえば、判決自体が意味のないものとなってしまいます。

貴庁の取りまとめた「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について」では、「財産の隠匿・散逸防止策」と「行政による経済的不利益賦課制度」は引き続きの検討課題と整理されました。被害回復には事業者の財産保全は重要なポイントになります。

そこで、今回の訴訟制度とリンクさせて被害救済につなげられるよう、引き続き「財産の隠匿・散逸防止策」の検討を進め、一日も早く制度を創設することが必要です。

以上